

「運輸安全委員会運営規則案」について

平成20年8月25日
大臣官房運輸安全委員会準備室

I. 制定の背景

第169回国会において「国土交通省設置法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第26号）が成立し、本年10月1日に運輸安全委員会が設立されることとなっています。

併せて、「国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成20年政令第231号）により、航空・鉄道事故調査委員会設置法施行令（昭和48年政令第377号）が運輸安全委員会設置法施行令に改正されることとなっており、運輸安全委員会設置法施行令第3条において、「委員会の事務の処理に関し必要な事項は、運輸安全委員会規則で定める」こととされていることから、今般、当該規定に基づき「運輸安全委員会運営規則」を制定する必要があります。

II. 制定しようとする内容

1. 部会等の設置

(1) 部会の設置

運輸安全委員会（以下「委員会」という。）に、次の部会を置くこととします。

- ・ 総合部会・・・特に重大な事故に関する事項その他委員会が必要と認める事項を処理
- ・ 航空部会・・・航空事故及び航空事故の兆候に関する事項（総合部会が処理するものを除く。）を処理
- ・ 鉄道部会・・・鉄道事故及び鉄道事故の兆候に関する事項（総合部会が処理するものを除く。）を処理
- ・ 海事部会・・・首席船舶事故調査官の所掌に係る船舶事故及び船舶事故の兆候のうち、委員会が重大と認めるものに関する事項（総合部会が処理するものを除く。）を処理
- ・ 海事専門部会・・・船舶事故及び船舶事故の兆候に関する事項（総合部会及び海事部会が処理するものを除く。）を処理

(2) 部会の開催及び議決

部会は、部会長が招集し、半数以上の委員が出席しなければ、開催・議決ができないこととします。また、議事は出席委員の過半数で決することとします。

部会において議決をした場合においては、委員会の議決とすることができることとしますが、被害の発生状況、社会的影響その他の事情を考慮し非常に重大な事故と認められる事故に関する事項等に関する議決は委員会で行わなければならないこととします。

(3) 専門調査部会

委員会又は部会の下に事故及びその兆候（以下「事故等」という。）についての専門の

事項を調査させる専門調査部会を置くことができることとします。

2. 事故等調査の再開

委員会は、事故等調査を終えた後に、推定した事故等の原因に変更を生じる可能性のある新しくかつ重大な証拠を得たと認める場合においては、事故等調査を再開するものとします。

3. 原因関係者の意見の聴取

(1) 意見の聴取前の手続

委員会は、事故等調査に関する報告書の案を作成し、原因関係者に送付しなければならないこととします。ただし、軽微な船舶事故等については、事案の件名及び発生日、原因関係者に関する事項等を公示することで足りることとします。

(2) 意見の聴取

運輸安全委員会設置法（以下「法」という。）第24条第1項の規定により、原因関係者に意見を述べる機会を与える場合には、期日を定め、出頭を求めて行うものとしませんが、指定した期日に出頭できない場合には、文書又は口頭で意見を述べるができることとします。

また、原因関係者が正当な理由なく出頭しなかったときは、意見を述べる機会を与えたものとみなし、やむを得ない事情がある場合は、委員会の許可を受けて代理人を出頭させることができることとします。

(3) 補佐する者の出頭

船舶事故等に関する調査に係る意見の聴取の場合にあっては、原因関係者は、委員会の許可を得て、自らの意見の陳述を補佐する者と共に出頭することができることとします。

(4) 意見の聴取の公開等

意見の聴取は非公開で行うこととしますが、船舶事故等に関する調査に係る意見の聴取の場合にあっては、原因関係者の求めに応じ、公開で行うことができることとします。

(5) 主宰者

意見の聴取は、委員会が指名するところにより、委員長、委員又は事務局の職員が主催することとします。

4. 意見聴取会

(1) 意見聴取会開催の公示

法第24条第2項に規定する意見聴取会を開こうとするときは、開催の14日前に、事案の件名及び発生日、意見聴取会の開催日時等を公示しなければならないこととします。

(2) 報告書案の作成及び閲覧

意見聴取会を開催する場合には、委員会は報告書の案を作成するものとし、公述しようとする者は、この報告書の案を委員会が定める場所において閲覧することができることと

します。

(3) 公述の申出

意見聴取会で公述しようとする者は、期限までに、公述内容等を具体的に記載した公述書を添付して公述申込書を委員会に提出しなければならないこととします。

(4) 公述人の選定

委員会は、提出された文書等を審査して、原因究明に役立つと認めるときは、公述申込書を提出した者のうちから公述人を選定するものとします。それ以外の公述書については、原因究明のための参考とすることとします。

(5) 公述の要請

委員会は、(4)で選定した公述人の他に、関係者や学識経験者に対し、意見聴取会に出頭を求めて、意見を述べさせることができることとします。

(6) 公開の原則

意見聴取会は公開で行うこととしますが、公述人の希望により、又は委員会が必要と認めるときは全部又は一部を非公開とすることができることとします。

(7) 主宰者

意見聴取会は、委員会が指名するところにより、委員長、委員又は事務局の職員が主宰することとします。

(8) 公述の中止

主宰者は、公述人が指示した時間を超えて公述したとき、公述書の記載に著しく反する公述をしたとき等においては、その公述を中止することができることとし、中止に従わないときは、その公述人を退場させることができることとします。

(9) 公述書の代読

公述人がやむを得ない事情で意見聴取会に出頭できなかったときは、主宰者の指名した者による公述書の朗読をもって公述に代えることができることとします。

(10) 証拠書類等

主宰者は、公述人に対し期日を指定して、公述した事項に関する証拠資料を提出すべきことを要求できることとします。

(11) 記録

公述された事項は、速記その他の方法で記録し、意見聴取会が公開で行われた場合において一般からの申し出があったときは、閲覧に供しなければならないこととします。

(12) 傍聴

委員会が発行した傍聴券の所持者に限り意見聴取会を傍聴できることとします。傍聴人

は、主宰者等の職員の指示に従わなければならないこととします。

5. 被害者等への情報提供

(1) 被害の発生状況に関する情報等の提供

委員会は、重大な被害が生じたと認める事故が発生した場合は、報告書の公表前においても、当該事故に伴う被害の発生状況に関し明らかになった情報については、可能な限り、速やかにインターネットを利用して被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に提供することとします。

(2) 意見聴取会の傍聴

委員会は、被害者等の求めに応じ、可能な限り、当該被害者等に意見聴取会を傍聴させることとします。

(3) 報告書の作成

委員会は、報告書の作成に当たっては、被害者等が当該報告書を閲覧することにも配慮し、その記述はできる限り平易な表現で具体的に行うこととします。

(4) 説明会の開催

委員会は、特に重大な被害が生じたと認める事故に関する調査に係る経過及び報告書の公表の際には、被害者等の求めに応じ説明会を開き、その内容について説明を行うこととします。この場合、委員会は、可能な限り、その内容を被害者等が容易に理解できるよう努めることとします。

6. その他

(1) 公示の方法

この規則による公示は、日付及び内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うこととします。ただし、3.(1)の公示は、当該事案の発生地点を考慮して委員会が定める場所に掲示する方法で行うことができることとします。

(2) 細則

委員会は、この規則に定めるもののほか、委員会の事務の処理に関し必要な事項について細則を定めることができることとします。

Ⅲ. 今後のスケジュール

公布・施行：平成20年10月1日